

専門学校トヨタ東京自動車大学校同窓会会則細則

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本細則は、専門学校トヨタ東京自動車大学校同窓会会則（以下、会則という）第 2 2 条に基づいて必要な事項を定める。

第 2 章 支 部

(目 的)

第 2 条 支部の目的は以下のとおりとする。

- (1) 会員相互の親睦及び相互扶助
- (2) 本部と連携し、母校諸事業の後援
- (3) 本部と連携し、母校学生募集活動への支援及び後援
- (4) 会員データの管理
- (5) 在校生並びに教職員との情報交換
- (6) その他適当と認めた事業

(組織及び運営)

第 3 条 支部は、会則 1 7 条に基づき、各県等一定地域の在住及び出身の会員による組織とする。

2 支部毎に、原則として次の役員をおく。ただし、支部は必要に応じて役員の構成を変更することができる。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 事務局 若干名
- (4) 監査員 若干名

3 支部の役員、会員等の名簿データ及び活動内容については、適宜、本部に報告する。

(役員の任期)

第 4 条 役員の任期は原則として 5 年とし、再選を妨げない。

(総会、役員会及び懇親会)

第 5 条 支部は第 2 条に基づき、総会、役員会及び懇親会等を開催する。その際は、母校から職員の派遣及び本部からの必要な支援をすることがある。

第 3 章 同窓会奨学金

(対象者及び手続き)

第 6 条 正会員の次の近親者が紹介等により入学したとき、会則第 3 条の一環として同窓会奨学金を入学お祝い金として支給する。ただし、近親者の種別が重複する場合は、いずれか 1 つとする。また、内部進学による入学は対象外とする。

- (1) 正会員の子
- (2) 正会員の孫
- (3) 正会員の兄弟姉妹
- (4) 在校生の兄弟姉妹

2 前項によらず、会員本人の内部進学によらない入学は支給対象とする。

3 その他詳細な条件及び手続きは、別途定める。

(支給額)

第 7 条 同窓会奨学金は、入学後、別に定める手続きにより、以下の額を支給する。
金額 5万円

附 則

1. 本細則は、平成 2 9 年 7 月 1 1 日に成立し同日施行する。